

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されており、その規模は平成28年度決算で325億円となっている。

本市は7箇所のゴルフ場を有し、交付金額は、平成29年度決算額で9,797万円であり、貴重な財源であるゴルフ場利用税の廃止による影響は、非常に大きいものとなる。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題に取り組むためには、財源確保が必要不可欠である。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であること及び税創設の趣旨を改めて認識していただき、現行制度を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 福原 孝彦

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様